（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第１３条第２項
処分の概要	液化石油ガス販売事業者が規格に適合しない液化石油ガスを販売した場合における措置命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第１３条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第１４条第２項
処分の概要	液化石油ガス販売事業者に対する書面の交付命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第１４条第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第１６条第３項
処分の概要	貯蔵施設等の基準適合命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第１６条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第１６条の２第２項
処分の概要	供給設備の基準適合命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第１６条の２第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第２２条
処分の概要	業務主任者の解任命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第２３条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第２５条
処分の概要	液化石油ガス販売事業の登録取消
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第２５条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第２６条
処分の概要	液化石油ガス販売事業の登録取消、事業停止命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第２６条
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３４条第３項
処分の概要	保安機関に対する保安業務の改善命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３４条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３５条第３項
処分の概要	保安業務規程の変更命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３５条第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３５条の２
処分の概要	保安機関に対する認定基準適合命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３５条の２
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３５条の３
処分の概要	保安機関の認定の取消
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３５条の３
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３５条の５
処分の概要	消費設備の基準適合命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３５条の５
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３５条の１０第１項
処分の概要	認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３５条の１０第１項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３５条の１０第２項
処分の概要	認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３５条の１０第２項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３７条の５第３項
処分の概要	充てん設備、充てん方法の基準適合命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３７条の５第３項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３７条の７第１項
処分の概要	貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消、使用停止命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３７条の７第１項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）

（別表２）

不利益処分に係る処分基準

（平成２６年１０月１日作成）

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号）
根拠条項	第３８条の４第４項
処分の概要	液化石油ガス設備士免状の返納命令
法令の定め	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和４２年１２月２８日法律第１４９号） 第３８条の４第４項
処分基準	法令に基準が示されている。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部商工労働観光課指導保安（商工）係 小樽商工労働事務所
問い合わせ先	経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安グループ （電話番号：０１１－２０４－５３２１）
備考	（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sinsakijyun.htm）